嘉慶四（1799）年九月前半上諭の訳注および考察
清朝嘉慶維新研究序説[1]

豊岡康史・相原佳之・村上正和・柳静我・李侑儒[2]

キーワード：清朝、嘉慶維新、上諭、清朝檔案

Primary Studies on the Jiaqing Reforms : Translation and Notes for Imperial Edicts on the first half of the 9h month, 1799

Yasufumi TOYOOKA (Shinshu University)
Yoshiyuki AIHARA (Toyo Bunko)
Masakazu MURAKAMI (Niigata University)
Jeungah YU (Tottori Uniersity)
Yu-ju LI (National Academy of Maritime Research / Taiwan)

Key words: The Qing Dynasty, Jiaqing Reform, Imperial Edicts, Translation and Notes, Official Documents of the Qing

はじめに

嘉慶四年（1799）正月初三日、乾隆帝が死去し、嘉慶帝の親政が始まった。乾隆帝の信任を得て権勢を誇っていた当時の筆頭軍機大臣和珅を排除し、次々と改革案を打ち出していった嘉慶帝の親政は、当時から「維新」と呼ばれ、アヘン戦争や太平天国戦争に直面する十九世紀清朝の政策基調の前提をかたちづくってゆくことになる[3]。

著者らは、親政初期の状況を明らかにするため、嘉慶四年の上諭を月ごとに翻訳・解説する作業を行ってきた。これまでにその成果を月ごとに発表しており[4]、本稿はその続編として、嘉慶四年九月前半の上諭を選訳するものである。

---

[1] 本研究はJSPS科研費18K12522、21K00887の助成を受けたものである。

[2] 豊岡康史：信州大学人文学部准教授、相原佳之：公益財団法人東洋文庫研究部研究員、村上正和：新潟大学人文学部准教授、柳静我：鳥取大学地域学部教授、李侑儒：国家海洋研究院助理研究員。

[3] 豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」（『信大史学』第40号、2016年）。ならびに豊岡康史・相原佳之・村上正和・李侑儒・柳静我「清朝中期の構造変動と「嘉慶維新」（1796－1820）」JFEアジア21世紀財団『アジア歴史研究報告書』2019年度、2020年）

本研究に関する研究史整理については、「嘉慶研究序説㈠」（『環日本海研究年報』第23号、2018年）において述べている。新たな研究成果の発表はあるものの、既にオープンアクセス化しており、重複を避けるため本稿では省略する。

底本には中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光両朝上諭檔』（広西師範大学出版社、2000年）と、『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB）を用いた。「No.〇〇〇」と表記されているのが『嘉慶道光両朝上諭檔』所収の上諭である。

文中の【　】は嘉慶帝によって加筆・訂正された箇所である。「之」や「所」といった文章を整えるための修正や、意味の違いが生まれない微細な文言訂正については、省略している。（　）は訳者による補足である。また『仁宗睿皇帝実録』には白蓮教反乱の鎮圧に関する上諭が数多く収録されているが、紙幅の都合から割愛している。

主要な人物には、中央研究院歴史語言研究所の人名権威資料庫を用いて註に簡単な略歴を附したが、前稿までに登場した人物については省略している。

嘉慶四年九月初二日（1799年９月30日）

『仁宗実録』巻51、同日条

丁巳。高宗純皇帝の棺が出発する。今上陛下は祭壇の前で供物を捧げた。卯刻、棺が観徳殿を出発し、景山東門外で輿に載せられ、（京師を）出発した。今上陛下は徒歩で付き従い、哭声が止むことはなかった。東安門外において、跪いて送り出したのち、さきに蘆殿（棺の安置と付き従うもののための簡易宿舎）に向かい、準備状況を確認したのち、棺の到着を待ち、黄布城北門外で泣いてひざまずき棺を迎えた。儀式が終了したのち、夕方の供物を捧げた。これより毎日、夜明けとともに今上陛下は蘆殿を詣で、供物を捧げ、跪いて棺を送り出した。黄布城南門を出たのち、今上陛下は一里あまり付き従ったのち、別の道をたどり、次の蘆殿で跪いて棺を迎え、儀式が終わると、前日同様、夕方の供物を捧げた。この日は、八里橋御営に宿泊した。

---

[4] 相原佳之・豊岡康史・村上正和・李侑儒「嘉慶研究序説(1)　嘉慶四年正月・二月上諭」（『環日本海研究年報』第23号、2018年）。

豊岡康史・相原佳之・村上正和・李侑儒「嘉慶四（1799）年三月上諭訳注　清朝嘉慶維新研究序説」（『信州大学人文科学論集』第６号、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年五月上諭訳注　清朝嘉慶維新研究序説」（『環日本海研究年報』第24号、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年六月上諭訳注　清朝嘉慶維新研究序説」（『環日本海研究年報』第25号、2020年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年七月上諭の訳注および考察(1)　清朝嘉慶維新研究序説」（『地域学論集　鳥取大学地域学部紀要』第16巻１号、2019年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年七月上諭の訳注および考察(2)　清朝嘉慶維新研究序説」（『資料学研究』第17号、2020年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年八月前半上諭の訳注および考察　清朝嘉慶維新研究序説」（『信州大学人文科学論集』第８号、2021年）。

相原佳之・豊岡康史・村上正和・柳静我・李侑儒「嘉慶四（1799）年八月上諭の訳注および考察(2)清朝嘉慶維新研究序説」（『環日本海研究年報』第26号、2021年）。

嘉慶四年九月初三日（1799年10月１日）

No.899

軍機大臣が駐蔵大臣の英善[5]と和寧[6]に伝える。嘉慶四年九月初三日、命令を受けた。

「林儁（四川布政使）[7]の報告には、「拉里糧員で万県知県の陳文鴻の報告を受けた。（陳文鴻によると）烏拉（差役）を準備してチベットに行き熬茶（ラマへの布施）をするよう文書による命を受け、欽差が喇嘛とともに境内に入ったので、通例どおり応対した。主事元徳が臺に到着した際には規定どおりの牛馬のほかに、茶包の費用と運送費を銀で渡すことになっていたが、これが渡されないとして、元主事は数日の間、銀を渡すよう要求し、そのまま待っていた。

その後、侍衛の和寧額が臺に至り、使用人の張貴を公館に呼び出し直接口頭で、元主事が臺に到着したのに、なぜ運送費を渡さないのかと言い、また家丁の徐姓と景外委を怒鳴りつけ、張貴に殴る蹴るの暴行を加え鞭で打って責め立てた」とあった。

派遣された官員が駅站で騒ぎを起こし、ことにかこつけて金をせびることは、最もにくむべき慣習である。このことについて朕は林儁に、注意深く密かに調査するよう指示したが、林儁があれやこれやと捜査しなくても、通り一遍の調査訊問をしただけで、差役を殴って金をゆするというこの事件が見つかった。もし朕が調査を命じなければ、林儁もまたこの報告をおこなわなかっただろう。外省では種々の不正がほしいままに隠蔽されているのである。

いま喇嘛を護送する侍衛の和寧額と、主事の元徳は、通常の交通費支給のほかに、地方官から運送費をむしり取ろうとし、派遣された使用人を殴り蹴り鞭で責め立てたのは、実に憎むべきおこないであり、もし事実ならば当然厳しく弾劾し、いましめの意を示さなければならない。

しかしかの知県の報告は事件の一方からのものであり、かの糧員が当然給付すべき物が足りなかったり遅れたりしたため、違反や遅延の罪でとがめられることを恐れて、言葉を飾り立てて報告してその場を取り繕おうとしたのかもしれず、厳密な調査が必要である。

英善と和寧に命を伝え、陳文鴻を取り調べ、さらに証人を集めて公平に訊問し、事実に基づいて罪案を定めて報告させ、いささかもえこひいきをせずに、確かな判断を下して官界の綱紀粛正を図るように。一日五百里の駅伝で命令を伝えよ。林儁の上奏は書き写して送り閲覧させよ。」命令に従い、伝える。

No.901

嘉慶四年九月初三日、内閣が命令を受けた。

「費淳（両江総督）が淮・徐・海地域の洪水被害状況を報告してきた。淮・徐・海に所属する各州県はいずれも不作が続いている地域であり、このたび洪水の被害が発生し、もし

---

[5]（薩哈爾察）英善。1732－1809、満洲鑲黄旗人。

[6]（額勒德特）和寧。1741－？。蒙古鑲黄旗人。乾隆三十六年進士。嘉慶年間後半には兵部尚書、工部尚書などを務めた。

[7] 林儁。生卒年不詳。乾隆六十年から四川布政使を務めるが、嘉慶四年十一月に病のため帰郷した。

（今年徴収予定の）新糧と（これまで徴収を猶予してきた）旧糧を合わせて徴収したら、民が困窮してしまうであろう。

蕭県、碭山、阜寧、銅山、邳州、豊県、沛県、睢寧、宿遷、海州、沭陽、桃源、山陽、清河、塩城、安東、海門、通州、東台、興化の各州県の被災状況には重い軽いの違いはあるものの、秋の収穫はすでに望めそうにないので、徴収すべき新旧の銭糧をいずれも徴収猶予し、被災状況に応じて免除と救済をおこなわせる。調査したところ災害と認定されなかった地域でも、特別に例に照らして徴収を猶予する。

徐州府に属する蕭県、碭山などの七州県については、度々被災しているので、州県では今年に熟田から徴収すべき漕糧を現地に留め、穀物のまま救済にまわし、民の食の助けとさせる。

淮安、大河、徐州の三衛の屯田は、所在する州県のやり方に従って処理するが、先に暴風暴潮による被害を受けた崇明県および海に近い華亭、上海、南匯、宝山、鎮洋の各県では、徴収を猶予すべきかについて、総督・巡撫らが詳細に調べて実態に基づき処理し、一夫たりとも行き所を失うことのないようにせよ。

附属文書で報告された、淮安府知府の官懋弼と署海州知州の安純仁を葦蕩右営地域に急ぎ向かわせて調査と救済をおこなわせていることについては、総督・巡撫は彼らをよく監督し命令し、確実におこなわせ、兵も民も恵が得られるようにせよ。いささかも虚偽の報告をして罪を犯すことのないように。」

No.902

嘉慶四年九月初三日、内閣が命令を受けた。

「費淳の弾劾には、「狼山鎮の総兵である寧泰は、怠惰で安逸を貪り、出入りの際には轎に乗っている。さらに任地に到った後，役所の中に建物を増築し、派手な瓦を葺いた大きな建物を建てた。このように贅沢に金を使えば、今後官兵の俸餉横領（尅扣）が起こらないとも限らず、罷免したい」とあった。

かの総兵が例に違反して轎に乗ったことは、当然罪に問うべきであるが、かの総兵は着任後に建物を増築し思うままに派手な金遣いをしているために、俸給の横領が起こらないとも限らないという部分については、費淳は合わせて調査をおこなっていない。

寧泰は職を解き、費淳に引き渡して江寧に連行し、官兵の俸餉の横領の有無について確実に調査し明らかにせよ。【有耶無耶にしてはならない。蘇州の案件[8]と同様である。】もし本当に横領があったならば、すみやかに律に照らして罪に処し、いささかも大目にみてはならない。

費淳は弾劾をしてきた者であり、寧泰を庇護する必要もなかろう。もし貪婪な横領の事実がない場合は、寧泰はすでに職を解かれているので、ただちに京師に来させ、命令を待たせよ。狼山鎮総兵のポストは、費淳に命じて江西省の現任総兵の中から選んで異動補充させよ。空いたポストには劉栄慶を任命する。」

[8] この時、費淳の担当で処理が進んでいた、蘇州における生員をめぐる暴行事件を指す。本稿 No.945（九月十四日付上諭）参照。

嘉慶四年九月初七日（1799年10月５日）

No.922

嘉慶四年九月初七日、命令を受けた。

「永錫[9]等が、担当部局より四川に送った銀の含有率が不足（短平）していた案件を取り調べた。

誠安[10]（戸部銀庫郎中）等の供述によると、いずれも庫平にすれば足りており、決して不足はしていないという。

また庫丁の白玉堂らを厳しく取り調べたが、やはり庫平では足りており、不足は少しもないと堅く供述した。さらに受け取りを担当した道員の図畢赫にたずねると、やはり庫官や支出を監督する各員と一緒に確認作業を行い、数を満たした上で箱に入れ、後に大興県と宛平県の印封で封をしたという。

供述した内容について、再び訊問する必要はない。永錫等は前回輸送を担当し、現在は軍営に付き従っている員外郎の呉于宣を調査したいと願い出ているが、これも再び訊問する必要はない。命令で呼び出した西路同知の孟生草がすでに（京師に）着いていたら、彼に訊問してもよいだろう。もしまだ京師に着いていないなら、すぐに文書を送って（上京を）止めさせるように。

誠安、景禄、格図肯、楊安泰は処理がぞんざいであったため、すでに罷免しており、【罪をつぐなうに足りている】。ただちに釈放して家へ帰らせよ。」

No.926

嘉慶四年九月初七日、命令を受けた。

「この案件は、部院に文書を送る通常の事柄であるのに、勝手に八百里の駅伝を使ったというものであり、章京の徳通等が行ったものである。綿佐と宜綿（陝甘総督）は現地に到着すると、すぐに調査して実情に基づいて報告した。また彼ら二人が、八百里の駅伝を自ら勝手に用いたわけではない。もしこの案件を例に照らして議処としたら、今後同様な事件があった際に、管轄する大官が処分を恐れ、庇い立てをし、率直な意見を述べようとしなくなってしまうであろう。綿佐と宜綿を部議により二級下して任に留めるという処分については、特別に寛大に扱い、その処分を免じる。他は提案の通りとせよ。」

嘉慶四年九月初十日（1799年10月８日）

No.931

嘉慶四年九月初十日、内閣が命令を受けた。

「吉慶（両広総督）の上奏には、「署恵州協左営都司守備の労顕に、匪船が塗弼港に入ったのに放雞山の砲台の弁兵が大砲を放たなかった経緯を調査させた。労顕は匪船が砲台から遠

[9]（愛新覺羅）永錫。1753－1821。粛親王。嘉慶年間に八旗各旗の都統を歴任した。

[10]（瓜爾佳）誠安。1749－1831。満洲正黄旗人。嘉慶末に熱河都統や都察院左都御史を務めた。

くにいて砲撃が届かなかったとあいまいに報告したが、調査したところ、把総の呉朝陞は商船だと誤認しており、接近してはじめて賊の船だと知ったものの大砲を撃つのが間に合わなかったのであった。

労顕が実情に基づき調査・報告をしなかったのは、実に欺瞞かつ職務に違うものである。守備の労顕は罷免すべきである」とあった。

この案で防備を疎かにした署都司の鍾声揚等はすでに罷免し流刑とした。報告を捏造した守備の労顕もあわせて罷免し、懲戒の意を示す。担当部局は確認せよ。奏摺をあわせて送る。」

嘉慶四年九月十一日（1799年10月９日）

No.933

嘉慶四年九月初十一日、命令を受けた。

「礼部が、朝鮮国王李祘が高宗純皇帝の尊謚進呈にあわせて使いを送り、表文と方物を送ってきたと報告してきた。これは彼の国王の恭順さを示すものであるが、差し出された貢物は受け取らない。留めて定例の貢物として扱い、いたわりの意を示すように。」

No.935

嘉慶四年九月初十一日、命令を受けた。

「この案件は、旗丁の徐士才が、屯田からの租の余り分として貯蔵されている銀五万両を、漕糧の輸送のために与えて欲しいと願い出たものである。

漕運総督の蔣兆奎に命じて、江西巡撫の張誠基とともに、この銀両をほかの用途に用いることがあるのかどうか、そもそも当該の旗丁等が輸送のために使うよう貯蔵されたものであり、当該の旗丁らに輸送のために与えてよいかどうか、適切に調査して報告するように。」

嘉慶四年九月十二日（1799年10月10日）

No.936

軍機大臣が両広総督の吉慶に伝える。嘉慶四年九月十二日、命令を受けた。

「先ごろ、河工への奉仕を志願してきた従九品の周黻が、代理人を派遣して都察院に以下のような上奏文を提出した[11]。

「広東省の塩法が弛緩しているため、乾標を廃止して、海上を穏やかにすることを願い出る。広東省の人々は多くが漁撈を生業としており、海に出るたびに塩を買って、魚をとったそばから塩漬けにしている。沿海の製塩場では密かに私塩をつくり横流ししているが、その価格が安く、漁民は安さを求めていたるところで私塩を買うため、官引（官塩引換証）は売れなくなっている。密売人が日に日に増えているが、彼らの多くは無頼である。漁期には海に出て私塩を売るが、漁期が終わると塩が売れなくなるため、悪人を集めて盗みを働く。海

[11] 九月初七日、山東斉東県の人である劉慶が、周黻にかわって封奏を進呈した。嘉慶帝はこれを一読するとともに、劉慶を釈放するよう命じた（No.925）。

上が穏やかでないのは、概ねこの理由による。」

また以下のようにあった。「海船が携帯する鉄器を制限すべきである。海上で盗賊集団を捕まえると、そのたびに武器が見つかるが、これは利益を貪る輩が多めに鉄器を携帯し、海上で売り渡し、それを改造しているのである。そのため鉄器を多く携帯させるべきではない。」

漁戸が利益を求めて私塩を買うために、官の塩引の売れ行きが悪くなっている。広東省には乾標の法があるのに、私銷が後を絶たず、各海船が鉄器を多く携帯して海に出て、いたるところで盗賊集団に売り渡し、盗賊集団はそれを武器に改造しているのであり、塩務と海上の状況といずれにおいても重要である。

上奏の内容に見るべきものがあるようにも思える。吉慶らは、以上の二提案を採用すべきかどうかについて、よく議論して報告するように。もとの上奏二条を抄出して閲覧させよ。この命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

嘉慶四年九月十三日（1799年10月11日）

No.937

軍機大臣が陝甘総督の松筠に伝える。布政使の広厚に命令を伝えよ。嘉慶四年九月十三日、命令を受けた。

「理藩院大臣等の上奏によれば、青海の扎薩克親王の那罕達爾済、貝勒の済克默特伊什、貝子の車爾騰多爾済等の報告には、「青海の番子等が、辺牧の八旗蒙古や三つの扎薩克の人々に対して恣に強奪を行った。半数が捕虜とされた場所もあれば、被害の程度がやや軽い場所もあり、さらに青海の龍王廟の碑の台座や蒙古が立てた廟の仏経が悉く破壊され、恩賞として与えられたテントなど六千戸あまりも持ち去られた。これらのうち、殺傷されたり捕らえられたりした人数は二千人以上におよぶ」とあった。

青海の番賊はたびたび蒙古の家畜を奪っているが、いま扎薩克等が訴えてきたところによれば、甚だしきにいたっては龍王廟を毀し、碑の台座を打ち壊し、二千人あまりも殺傷し連れ去った。奎舒はこれらをみな隠して上奏しなかった。以前から番賊は揉め事を起こしていたが、奎舒が届けた上奏文は、和珅が握りつぶして、勝手に差し戻していた。いまは握りつぶされることが無くなったのであるから、奎舒はこれらの事件について、随時に実態に基づき報告すべきであるのに、かつての因習にならって、隠して上奏しなかった。

さらに以前には、毎年定例で山を祭ることについても、番地で現在揉め事が起こっていることを理由にして、自ら祭祀に行かず、現地の台吉を派遣していた。これは番子を恐れて意図的に逃げていたのであろう。

従来から朕は蒙古の部落については特にいたわっているが、いま青海でたびたび強奪や殺戮が起こり、奎舒がそれに対処しなかったために、番賊の力が日に日に強まり、蒙古の力が日に日に弱っている。このように能力が無いのでは、どうして辦事大臣の任に耐えられよう。現在既に奎舒を解任して拘束訊問し、台費蔭に交代させるよう命を下した。

しかし台費蔭が到着するまでにはまだ時間がかかり、甘粛の領域内では（白蓮教反乱の）賊の脅威が既に遠のき、藍・白の賊匪は早くに撃退されているけれども、索費英阿（粛州鎮総兵）と吉蘭泰（寧夏鎮総兵）は辺境で防備を行っている。現在、広厚は江西布政使に任命

されており、本来なら甘粛按察使の任を離れなければならないが、甘粛の現在の状況に鑑みれば、広厚が江西に行く必要はない。

松筠に命令を伝え、広厚に転送させよ。広厚が甘粛の兵丁を率いて西寧に行って、まずは命令を伝えて奎舒を解任して拘束し、松筠に引き渡して厳しく訊問させよ。奎舒が、番賊がたびたび強奪し人を傷つけた各案件について、なぜ上奏して処理しなかったのか、審理して罪案を定めて報告するように。広厚はそのまま暫定的に西寧辦事大臣の任を引き継ぐように。

現在、青海の扎薩克の那罕達爾済等が訴えてきた、番賊が廟を壊しテントや家畜を強奪したことについては、まだ虚実が定まっておらず、一つ一つ調べるのも難しいかもしれない。近ごろ蔡廷衡（蘭州道）の報告によれば、青海の賊番百人あまりが七月二十日に蒙古に所属する二十一戸の馬や家畜やテントを強奪し、章京巴特瑪ら五人を銃殺し、九人を傷つけた。また貝子の済克默特伊什が番賊に遭遇し、家畜を持ち去られたが、この二案件は、確実な証拠があるので、厳しく懲罰を加えなければならない。

それゆえここに特に広厚に命ずる。兵丁を率いて青海に向かい、到着したなら、懇切に番衆らに諭し、章京らを撃ち殺した犯人を一人ひとり差し出させ、数どおりに償わせよ。あわせて蒙古所属の二十一戸の馬や家畜やテント、貝子の済克默特伊什が奪われた家畜については、一点一点原物を数どおりに返還させよ。

もしかの番人らが畏れを知って、犯人や馬、家畜、物品などを命令どおり全て供出し、【審理の後にその場で処刑してさらし首にすれば】、この案件を決着させてよい。もし抗って従わなければ、これら頑固な番人たちについては、これ以上大目にみておごり高ぶる心をのさばらせることはない。勢い、兵による圧力をかけ、震えおののかせざるを得ない。広厚はただちに事実に基づいて【すみやかに】報告をし、命令をまつように。広厚はもとよりいい加減な対応をして流血沙汰を招いてはならないが、凶悪さを恐れて及び腰な対応をし、賊匪が畏れを抱かないようになることがあってはならない。

台費蔭が西寧に到着した後も、広厚はすぐにそこを離れるべきではない。印篆のみ先に台費蔭に受け渡し、広厚はこの二つの案件の処理が終わった後に、再び京師に来て、謁見の後に江西の新任地に赴けばよい。一日五百里の駅伝でこの命令を伝えよ。」命令に従い伝える。

No.942

嘉慶四年九月十三日、内閣が命令を受けた。

「以前に和珅が権勢をほしいままにして不正を隠蔽し、法を曲げて私腹を肥やし、さまざまに国を蝕み民を痛めつけ、軍務を滞らせた罪については枚挙にいとまがないが、とりわけ貪欲に賄賂を求め続けていた。塩政・各関の監督（関差）・織造の職にあったものは、誰もがその意向にしたがい、公然と賄賂が贈られていたが、なかでも両淮塩政はもっとも甚だしく、さらに両淮の歴任の塩政のなかでも徵瑞がもっとも甚だしい。

この春に和珅の一件を取り調べた際、綿恩が調査上奏したところによれば、徵瑞が和珅に贈った銀二十万両は受領されなかったとのことである。徵瑞が納めるべき官項は非常に多かったが、長らく延納して意図的に欠損させているのに、かえって銀二十万両を和珅に贈った。和珅が受け取らなかった後も、この銀を政府に返還せず、自分の息子が捐納によって官職を手に入れるための（資金をかせぐ）店を開くのに使った。

徵瑞は、完納するべき公金は先延ばしにできるが、権門への贈賄は急がなければならないと考えていたのだろう。現在、徵瑞が行在に来ており、朕が自ら訊問した。彼によれば、「この銀二十万両は、和珅の妻が亡くなったために贈ったものであるが、和珅はその時に額が少ないといい、四十万両に増額するよう命じて、受け取らなかった。しかし以前に実際に和珅に銀二十万両を贈った際には受領され、そのほかにも和珅に緞匹などの物品【と精巧な物品】を贈っており、その数は数え切れない」とのことである。

このことは徵瑞を詰問したものではなく、彼が自ら言い出したものである。天下の属員で上司に銀数十万両もの贈り物をする者がいるだろうか。徵瑞の意図は和珅に取り入り、常に庇護を受けて、両淮塩政の職に長居して転任せず、自分の懐を肥やそうとしたのに他ならない。律のごとく「与受同科」（贈賄収賄ともに同じ罰）として、早急に家産を取り調べ差し押さえて~~罰する~~【処刑する】べきである。

さらに徵瑞が塩政の任にあったとき、自分の家人の高柏林に廟を修繕させたこともあった。このことについて、玉徳らが調査したところ、徵瑞は自ら銀五千両を寄附して修繕を提起した。さらに知府胡観瀾に対して代わりに工事を行うよう依頼した。胡観瀾は工事の規模が大きいので、知県に命じて印簿を回して郷・鎮に寄附を割り当てようとしたという。

徵瑞は塩政の任にあるにもかかわらず、自分の家人にそそのかされて自ら銀両を寄附して、寺廟の修繕を唱導した。たとえ養廉銀が豊富で、財産に余裕があったとしても、まずは官項として納付すべきなのに、どうしてこのような神仏の加護を求めるような無益な行いをし、さらには胡観瀾に代理を頼んで、府や県がこれにかこつけて寄付を募るような事態を引き起こしたのか。このような行為は裕福な商人を煩わせるだけでなく、一般の小民で、寄付するだけの余力がない者にも、強制的に金銭を出させるもので、さまざまな方面に害を拡大させ、怨みの声を巻き起こした。

これも徵瑞の罪であり、処罰は免れえない。ただ和珅の一案が早めに片付いたので、関わらずに済んだものである。廟を修繕する一件では、訊問したところ私腹を肥やすのに手を染めていないので、深くは追究しない。

しかし徵瑞は現在謁見に来ている。もし【従来どおり厚遇を与え】、譴責を加えなければ、事情を知らない人が、徵瑞が別に皇帝にとってもみ消したいことを~~あげておもねった~~【上奏した】ために、寛大に処理されたと、あらぬ疑いを持つだろう。現在は綱紀を粛正している時であるから、どうしてこれを不問に付して、【このような卑劣で下賤な人物を】このまま高官に列しておけようか。

徵瑞は罷免し、【署】総管内務府大臣の盛住に命じて、即日、人員を派遣し徵瑞を万年吉地の工事現場に連行せよ。徵瑞には自らの罪状を念じ、どのように賠償するかについて、自ら述べさせよ。すぐに盛住、范建豊、明徳は、事実に依拠して上奏するように。納付されるべき銀両は、盛住らに命じて、銀両が渡された時に随時記録させ、万年吉地の工事で使った上で担当部局に報告して精算させよ。工事を請け負う各人員には、徵瑞に納付するべき銀両があるからといって、中間で金銭要求させてはならない。

徵瑞もまた、これを名目に勝手に揚州に人を派遣して商人らに援助を求めてはならない。もし徵瑞がなおもこれにかこつけて商人に累を及ぼすなら、朕が必ず知るところとなり、ひとたび発覚すれば、必ず徵瑞を処刑し、決して許すことはない。

両淮塩政には書魯を任命し、上駟苑卿には、現在、異動のために京師に来ている蘇楞額を任命せよ。」

嘉慶四年九月十四日（1799年10月12日）

No.945

嘉慶四年九月十四日、内閣が命令を受けた。

「さきに玉徳（浙江巡撫）と岳起（江蘇巡撫）が上奏した、宜興（元江蘇巡撫）、甄輔廷（元知県）らを取り調べ、それぞれ罪に処す一件については、軍機大臣に行在の刑部担当者とともに調査して報告するよう命じた。軍機大臣らは玉徳らの原案にしたがい、宜興を杖徒の刑として、宗人府に引き渡して例に照らして処理すること、すでに罷免された知県の甄輔廷と、同知の李焜は、軍臺に送って働かせることで罪を償わせ、学政の平恕、及び李焜とともに審理にあたった知県の舒懐、梁蘭生は、いずれも担当部局から厳加議処にすることを提案してきた。

この案件は、玉徳らの原案も軍機大臣らが担当部局と共同で調査議論した内容も、みな例に照らして処理したものである。しかし朕が詳しくこの案件を見たところ、宜興は巡撫の任にありながら、家人が密かに門包（付け届け）を受けるのを止められず、当然相応の責めを受けるべきである。

しかしこうした陋規（付け届けや賄賂、追加徴収される手数料などの総称）は長いこと横行しており、江蘇ただ一省に留まる問題ではない。宜興は管門家人の常児が着けている衣服や帽子が新しいのを見て、密かに門包を受けている実情を見抜き、ただちに常児を責め処罰した。さらに取り次いだ兵房の徐亮宗らを、中軍に引き渡して懲責し、門包を禁止する命令をすぐに出した。

宜興は当初は気づけなかったが、自ら調査して対応することはできた。もし、このために宜興に罪を科すなら、ほかの不正に気づかなかったり、知りながら処分しなかったり、さらにはぐるになって不正に手を染めていた者などは、どのように処分したらよいだろうか。

先の弾劾上奏にあった、宜興が尊大に振る舞って、南面して自らを爺と称し、酒に溺れているという各点については、玉徳に調査させたが、事実無根であった。生員が騒いだ一件の処分については、宜興は甄輔廷が生員の資格を剝奪しないまま、恣に責め立てたことにより、すでに弾劾を受けている。

馬照らが馬頭で騒ぎたて、名刺をうち捨てたのは、学校に身を置きながら、仲間を集めて騒ぎ楯突き、官吏を軽んじたものである。宜興は巡撫の任にあり、生員らが騒ぎ無礼に振る舞う様子を目撃している。もし処罰しなければ、うぬぼれで騒動を起こす風潮を助長することになり、士習を整飭できなくなってしまう。

宜興は、蘇州府の任兆炯が公務で出かけていたという理由で、すぐにこの案件を李焜に審理させたが、それは不適切なことではない。以前のもとの弾劾上奏では、李焜が宜興に対して、按察使が任に就いたばかりであるという理由で、自らに対応させるよう願い出たとのことであったが、事を大袈裟にしたと言わざるを得ない。

街道が狭く轎に乗って通行し難いという理由で、商人らに欄櫃を撤収させた一件について

は、物事をわきまえていなかったので得るべき罪はあるが、その事情を調べても大目にみることのできない罪ではない。

宜興は杖刑・徒刑を免れさせ、二等侍衛の職を与えて、巴里坤の領隊大臣とせよ。このことは朕が事案の情状を酌量して罪を定めたのであり、宜興が宗室であるために議親の典を援用して曲げて大目にみたのではない。ただ宜興の罪がこの程度であったのであり、たとえ常人であっても、これ以上の罪が加わることはない。当然、宜興が宗室であるために例外的に重くすることもできない。もし宜興の犯した事情が重大ならば、朕もまたどうして彼が宗室であるからといって、わずかでも大目にみることができようか。

平恕は、甄輔廷が勝手に生員に責めを加えた件について、もともと他の府で試験を行っていたが、馬照らが馬頭で騒ぎ、巡撫が人を派遣して調査するに至って、生員の地位を奪うよう願い出た。もし連絡を受けて地位を剝奪しなかったのなら、平恕が劣悪な生員を庇ったことになり、その心根にひいき目に見る気持ちがあったのは間違いない。その過ちは、普段から教導できず、地位剝奪を願い出る時には人数が多かったために査察できず、結果として無辜のものまで捕らえられ訊問される事態を招いたことにとどまる。

地方官が生員の地位剝奪を上申しても、学政がそれを却下し認めないなら、地方で学政にかかわる事件があった場合、必ずや地方の政治を掣肘する劣悪な生員を庇護するようになる。さらに資格を剝奪された生員が、もし関わりのなかったことが判明したなら、その資格を戻すべきである。これは平恕の罪であるが、罷免にはあたらない。平恕を京師に呼んで翰林院講読学士に格下げして任じよ。

すでに罷免された同知の李焜がこの案件を審理したが、これは玉徳らの調査によれば、玉徳は蘇州知府の任兆炯が公務で外出していたため李焜に審理を委ねたのであり、李焜が自ら審理担当を願い出たものではない。耳をつねり跪かせたというのは、門斗（科挙関連業務に関わる奴僕）を訊問したものであり、生員に対して刑を加えたのではない。問責された生員は、すでに地位剝奪された後であり、甄輔廷がまだ資格を剝奪されていない生員を責めたのとはことなる。耳をつねり跪かせたというのも、規定外の刑罰と言うことはできない。

この案件の首謀者は、李焜が摘発したのであり、有能であるといえる。しかし、李焜は感情に任せて多くの人をみだりに捕らえ、馬房の管理人や関係のない生員をみな巻き添えにし、人々の怨みが沸騰した。その粗暴さについては罪を逃れがたい。李焜を軍臺に送るのは取りやめとするが、総督の費淳に任せてその省の知県に格下げして任ぜよ。

すでに罷免された知県の甄輔廷は、銭債という些細な理由で、例に違反して生員の呉三新を責め立てた。もし彼が楊敦厚から賄賂を受けていたなら、律に照らして罪を科すべきであるが、賄賂を受け取ってはいない。

資格を剝奪していない生員を恣に責めた一件については、すでに罷免されたことで、十分罰を受けている。原案の軍臺に送るという処罰を免じる。知県の舒懐と梁蘭生は、李焜にしたがって審理しただけである。李焜は同知であり、巡撫の指示を受けてこの案件を専ら審理しているのだから、それをどうして知県が止められよう。二人の知県はともに議処を免じる。その他は原案どおりにさせ、また朕がこの案件で情と罪の軽重をよく調べて、それぞれに対応した経緯を内外に伝えるように。

門包は厳しく禁じられているが、いま江蘇省ではなおも以前どおり授受されている。上奏

によれば、かかわっている官は一人だけではなく、長年にわたるものであり、いつから起こったのかは見極められない。しかしこれらの陋規は、関係を結んだり取り入ったりする最大のきっかけとなるものであり、もし厳しく禁止しないなら、どうして官界の綱紀粛正ができよう。江蘇省がこのようであれば、おそらくはほかの省でもおおむね同じであろう。

各総督・巡撫に再び命令を伝える。今後、門包については心して調査し、一律にやめさせるように。もし表でしたがい裏で違反して、再び前轍を踏むようなことがあったら、それが発覚したり科道官から弾劾されたりした時に、必ずや担当の総督・巡撫を重く処罰する。この件もあわせて伝えよ。」

おわりに

冒頭で取り上げた『実録』の記事にある通り、九月上旬は乾隆帝の遺体を裕陵に収めるべく、嘉慶帝が京師を離れていた時期で、十五日に儀式を終え、十八日に帰京した。この間の政策決定について、三名の軍機大臣（慶桂・董誥・成親王永瑆）がいずれも随従しており、一部の情報の確認には手間取ったり、文書処理が行えない日があったりしたことは予想されるが、政策決定過程に大きな影響を与えたということもできない。先帝の葬儀が行われてもなお、ルーチンは動いていたことが確認できよう。

さて、本稿で取り上げたうち、とりわけ興味深いのは従九品の周黻が、代理人を派遣して都察院に上奏文を進呈した一件である。本来は、従九品の者が皇帝に上奏文を提出することはできない。しかし、嘉慶四年正月に嘉慶帝が広開言路を宣言して後、周黻のような低い官位の者であっても、自身の建言を皇帝、もしくは清朝中央に向けて提出しようと行動したのであった。ただし、取り合ってもらえなかった建言も非常に多い。

広東省の私塩[12]と海賊問題に関わる周黻の建言は、嘉慶帝の命令によって両広総督の吉慶が検討することになった。特に、出港する船が鉄器を携帯し、海上で海賊に売り渡されて武器として加工されているという指摘は、現実から離れた抽象論ではなく、具体性をともなうものではあったが、一方で、同様の指摘は同年正月に当時の浙江巡撫玉徳からも行われており[13]、その翌年に浙江に着任した阮元も指摘していたもので[14]、当時の海賊問題にかかわるよくある指摘であったともいえる。広東における対処についての記録は現在のところ見当たらないが、浙江での鉄器取締の必要性の指摘については、実際に鉄器携帯を取り締まった形跡は見えないため広東においても同様に掛け声だけに終始した可能性は高い。民間からの建言に具体性があって、そのことを中央が評価しても、地方の当局者に対応するリソースがない、という当時の清朝統治をめぐる根本的な条件が垣間見えるともいえよう。

このほか、チベットへの布施（「熬茶」）の輸送中の金銭要求トラブル（No.899）や、武官による部下の俸給の横領（No.902）、徴瑞の付け届けや民間からの寄付金の強制徴収（No.942）、江蘇で発覚した、巡撫の家人による付け届け要求（No.945）など、民間や部下からの

[12] 広東の私塩取り締まりについては、周琍『清代広東塩業与地方社会』中国社会科学出版社、2008年が包括的に論じる。

[13]『仁宗実録』巻三十八、嘉慶四年正月戊子（二十九日）条。

[14] 焦循『雕菰集』巻十九「神風蕩寇記」。

金銭が、強制あるいは賄賂として上司に集められていることが問題とされている。様々な地域や事案に関わる上諭であるが、いずれも私的な金銭授受そのものが批判の対象になっているといえよう。その意味では、チベットであろうと江蘇であろうと、嘉慶帝らの処理のなかでは、いずれも同じカテゴリの事件として取り扱われていたように見うけられる。これらの事件処理の型は、あきらかにこの年の正月に和珅を排除した論理に通じるものであり、おそらくは多くの官僚／知識人たちにとっても容易に受け入れられる枠組みとなっていたと考えられる。このことは上諭、そしてそれと対になる臣下から皇帝への文書である上奏（奏摺・題本）に記される内容が、当時の政治的な雰囲気に強く規定されてしまうことも意味している。個別の事案の背景にかんしては、さらなる検討が必要であろう。

辺疆におけるトラブル対応においても、一貫した態度が見いだせる。嘉慶帝は、広厚に青海の番子への対応を命じた（No.937）が、その際に嘉慶帝は、略奪をはたらいた首謀者を捕らえ処刑すれば、決着としてよいと念をおした。この対処方法は、青海に限ったものではない。湖南のミャオ族、雲南の猓黒の騒乱鎮圧にも共通している。例えば十二月に、湖南巡撫の姜晟が苗民の呉陳受を捕縛し、公開処刑するという示威行為によって反乱を沈静化させたと上奏した。嘉慶帝はこの姜晟の指揮を評価した[15]。猓黒についても、雲貴総督の書麟に深入りしないよう釘をさしている[16]。

嘉慶帝は白蓮教の反乱鎮圧だけではなく、各地の騒乱にも対処しなくてはならなかった。青海、雲南、湖南と地域は大きく異なるが、清朝軍が深入りしていたずらに戦線を拡大させてしまうような事態を避けようとするのが、基本方針であったといえる。このような深入りを避ける態度は、乾隆末年の対ベトナム政策においても確認できるように、かならずしも嘉慶帝が親政に際して明らかにした態度ではなく、むしろ対ベトナム戦争の失敗（1789年）以降、急速に清朝の政策基調となっていたものであった[17]。当時の人々もまた「白蓮教反乱への対応に忙しいから」という形で理解していたが[18]、このような「国境線」といってよいほど明確ではないけれども、ある程度はっきりした輪郭を持つ勢力範囲を確定して、その外に手を出さない、という態度がいかなる理路によって清朝中枢のメンバーに共有され引き継がれたのかについては、さらなる検討が必要であると言えるだろう。

夏の間、嘉慶帝を悩ませた蘇州における生員の扱いに関しても対処に目処がついた。乾隆帝の遺体を裕陵に収めたことで、正月初三日の乾隆帝崩御に始まる政治変動にも一区切りがついたものと認識されたであろう。ただ、嘉慶帝のもとにはこの後もルーチンで処理しきれない案件が報告され、その対処のなかで政策基調が形作られてゆく。引き続き検討を続けていきたい。

（2021年10月31日受理、11月16日掲載承認）

[15]『上諭檔』第４冊、嘉慶四年十二月十八日、No.1500。

[16]『上諭檔』第４冊、嘉慶四年十二月二十二日、No.1519。嘉慶四年の李文明反乱において、積極的な介入を避けた点については、片岡樹「山地からみた中緬辺疆政治史　18－19世紀雲南西南部における山地民ラフの事例から」『アジア・アフリカ言語文化研究』第73号、2007年参照。

[17] 豊岡康史「清代中期の海賊問題と対安南政策」『史学雑誌』第115巻第４号、2006年。

[18]『瀛舟筆談』巻一。